

# カントの政治論について

— 政治における自由の問題 —

西 谷 敬

カントは、理論哲学において、自然の認識を問題とした。自然の認識は、数学や物理学のような自然科学によってすでに与えられている。これら自然科学のアприオリな認識がいかにして可能となるかを、カントは自分の問題とした。彼は自然において自然科学のアприオリな認識が成立するのは、我々が物自体でなく、それから発する現象 phenomenon を認識するからであると考へる。我々には、物があるがままではなく、我々の感性に与えられたように、つまり物があらわれたままにしか知られない。人間の悟性は、感性に与えられた多様を統一にもたらす、自然是、カテゴリーに従つて人間の悟性の先驗的 transzendential 統一によつて構成されたものである。この際の自然是、現象の総括であるが、さらばらの事物の集りではなく、合法則的である。自然の事物は、因果性と云う必然的法則（カテゴリーの一つから出て来た、自然を構成する原則である）に従つて結合している、そこで自然是、必然的統一をもつ。自然科学の原理は、このような自然を成立しめる原理なのである。カントは理論哲学において、現象としての自然しか、我々の認識の対象となり得ないと主張する。物自体は確かに存在する、しかし何であるかを我々は知ることは出来ない。しかし実践哲学ではちがう。実践哲学では、道徳的行為がいかにして可能であるかを、カントは問題とする。理

性の法則即ち道徳法則に心から従つてなされる行為が、本当の道徳的行為であり、眞の善なる行為である。人間が、眞の理性的存在であるならば、必然的にこのようない法則に従うはずである。しかし人間は感性的欲望によつて動かさることが多いので、理性の法則にそむきがちである。そこで人間は、道徳法則に従うように命令されることになる。道徳法則が他から与えられ、他から強制されて、それで行為がなされるのであれば、その行為に道徳的価値を与えることは出来ない。道徳法則を、人間理性は自分のために立法するのである。これを自律と云う。人間が道徳法則を自ら立てて、心からそれに従つてゐる限り、彼は自由である。人間の道徳的行為は、自由の因果性に基づいておこる。現象の世界即ち自然において、因果の必然性が支配していた。人間が自由であるのは、現象界でなく物自体の世界即ち本体界 *noumenon* にいるからに他ならない。カントは自由を二つの面から、即ち自然あるいは傾向性からの独立と云う消極的な意味と、そして自己立法的と云う積極的な意味で考えた。カントは、理論哲学と実践哲学に、それぞれの対象領域を割りあてた。前者においては、現象即ち自然の世界が、後者においては、物自体即ち自由の世界が開かれる。カントの哲学は、このように二元論の立場に立つてゐる。

さて人間は、理性的存在であると共に、他の動物あるいは自然物と同じ様に自然の世界にいる。自然物が、現象の形式である時間と空間の中で運動するように、人間もやはり時間と空間の中で生活してゐる。人間は、二つの観点からみられなければならない。「自由としての因果性と自然のメカニズムとしての因果性の結合が、前者は道徳法則に従うことによって生じ、後者は自然法則によって生じるが、同一の主体即ち人間において確立してゐる。人間は、前者との関係においては、物自体、後者との関係においては、現象と考えられる」(Kdpr V 6A)<sup>註1</sup>。人間が傾向性に動かされ、感性的満足を得ようとして行動する限り、人間は、自然必然性の世界に生きている。しかし傾向性から独立して、道徳法則に従つてゐる限り、人間は自由の意識をもち、物自体の世界即ち自由の世界が開かれる。その際自由な人間は、自然必然性の世界に働きかけることは出来るが、自然必然性の世界は、自由の世界に働きかけることは出来

ない。自由は人間にとつての根本的事実である。

この二元論は、カントの政治論<sup>註2</sup>の中においてもあらわれている。

カントは、政治論において、法秩序をもつた国家を考察した。国家は、法律に基づいて成立している。法律は道徳と同じく、自由に基づいている。しかし道徳どちがつて、法律はもっぱら外的自由に関わっている。その自由を強制力によつて保障するのが国家である。法と自由と国家は密接に結びついている。国家は、又別の面を持つてゐる。国家は、特定の地域で、特定の時代に、特定の人々即ち民族をもとにしてなり立つてゐるものである。国家は、地理的、歴史的存在であり、民族の共同体である。つまり国家は自然的存在である。自然的な存在である国家はいろいろの側面からみることが出来るが、カントは、歴史的に国家を考察することに最も関心をもつた。カントは、歴史哲学の中で、国家の成立、国家の進んで行く方向を考えようとした。しかしこの問題を科学的に考察しようとしたのではない。カントは対象に関して、数学の適用される割合が多いだけ、それだけ厳密な科学が成立すると考えた。カントは、科学を数学の適用出来る自然科学に限定しようとした。そこでカントは、歴史の世界において科学の成立することを考えることは出来なかつた。カントは、神話風の歴史を物語る。彼は、法的秩序をもつた国家が、いかにして成立し、どのような目標をめざして進んでいるかを語る。彼は、歴史における進歩を信じてゐる。国家を形成し、動かしてゐるのは、奇妙なことではあるが、人間ではなく、人間のためをはかつてくれる目的論的自然である。その自然の働きによつて国家が成立すると、人間は理性的になり、自由になつていく。歴史哲学においても、人間の自由が問題である。カントは、政治の問題を法律と歴史と云う二つの面から考察した。そして法律と歴史を通じて、人間の自由が問題となつてゐる。そこでこの論文は、Ⅰ法律と自由、Ⅱ歴史と自由、に分れる。更にカントの政治論の問題をはつきりさせるために、Ⅲヘーゲルの哲学特に歴史哲学との簡単な比較を行なうことにする。

カントにおいて法律がどのようなものとして考えられているかを知らなければならない。そのためには、法律が道徳とどうちがうかを調べなければならない。カントは、法律と道徳を峻別した人として知られているのだから。法と道徳は、自然の法則に関わるものでなく、自由の法則に基づく、その限りにおいて両者は一致する。しかし道徳は内面的自由に關わるのに対し、法律はただ外面的自由に關わる(MdS 250)、と言ふ点で両者は區別される。言葉を換えると、法律は、外面向的行為に關わるものであって、行為の動機に關わらず、行為が法則 *Gesetze* に一致しているのかどうかを問題とする。これを「適法性」 Legalität と云ふ。それに対し、法則が行為の規定根拠となつてゐる場合、法則との合致を「道徳性」 Moralität と云ふ(MdS 15, 21, 234)。又「道徳的立法は……外的ではありえないが、法的立法は、又外的であり得る」(MdS 22) と云ふ。内面的立法と外面向的立法でもうて區別される。法律と道徳は、しかし外面向性と内面性と云ふことで割り切つて區別されるものなのだろうか。もし法律が外的行為だけを問題として、行動の動機を全然問題としないならば、人間の法的行為と物の動きとのちがいがなくなる、すると法律は自由の法則に基づくことが理解出来なくなる。もつて道徳性と道徳性は、義務づけのちがいがあると考へることが出来る。すると行為が外的に法則に従うように義務づけられていることが適法性、又法則に従う義務を行ふの動機とするこことを道徳性と呼ぶことにする。しかしこの考え方も維持出来ない。何故なら「單なる適法性に対する義務」は、義務と云うものが意志の、ある規範に従う關係だとしたら、自己矛盾におち入ることになる。<sup>註3</sup> 法律と道徳を、行為の外面向性と内面性として割り切つてしまふのではないだろうか。

カントは、道徳的義務は広い拘束力をもつてゐる(MdS 230)。法律と道徳の義務付けが、本質的に同じで、単に範囲においてちがうだけだろうか。すると法律は、道徳の中に含ま

れることになるが、法律即ちせめて義務と道德即ち広い義務を区別するのは何かといふことが問題となる。道德的義務の中でも、せまる義務と広い義務があることについてカントは語っているが (MdS 305)、道德的義務と法的義務はやはり質的にちがうのではないだろうか。

カントは別の面から、法律と道德の区別について述べている。全て義務は、法則による強制を含んでゐる。そして道德的義務は、内的強制つまり自分自身による強制を含んでゐるに対し、法的義務は、外的強制即ち他人による強制を含んでい (MdS 236)。あるいは、法は外的に強制され得るところの点で、道德と区別されることがある。しかしでもなく、法律は、社会や国家の中で通用するものである。各個人の内面においてでなしに、多数の人々の共同生活において法律は必要である。共同生活においては、ある行為が他人にどのような影響を及ぼすのかが問題になる。そして自分は自由であって束ばくされないといつても、自分と同等な他の人の自由をうばい、他人を束ばくすることは、不都合である。お互いに、他人によって自分の自由が阻害されないように行動する。これが法則に従うことである。そして法則が破られないようにするため、破った者に対して他から強制が加えられる。他人の自由を侵害しなければ、又外から強制されることはない。法律においては、相互的意志の関係における実質即ち目的でなく、形式つまり他人の自由を侵害しないようにして共同生活することが問題なのである (MdS 34)。そこから内面性と外面性の区別が出てくる。道德においては、個人の、外から強制の出来ない内面性が問題である。又外から強制されて出て来た行為は、決して道徳的ではない。それに対して強制可能的なのは、行為における外面的なものにむづかね。そこでカントは「法の概念は、必ず万人の自由と普遍的相互的結合の可能性において規定され得る。又法は、そもそも行為における外面的なものを対象とする」 (MdS 36—37) へ述べてゐる。行為における外面性を考え、道德と関係をもたない「厳密な法」を想定することが出来る。この法は、義務の意識に基づくはずであるが、道德と独立したものと考えると、この意識を動機として引き合ひに出すことは出来ない。普遍的法則に従って他人の自由と一致する強制可能性という点

で、厳密な法を考えることが出来る。むしろ「法律と強制する権限とは同じことを意味する」(MdS 37) がいつまでも

になる。又「法的義務は、他人を強制するという権利に対応する」(MdS 222) もむづれれる。

法律は、自由の法則に基づき、他人の自由と両立出来る限りにおいて、強制可能性と結合したものであると言つてよい。こので述べてきた。ここで考えなければならないのは、自由は、本来理性の事実であり、物自体の世界を開くものである。他方強制可能性は、行為における外的事件即ち時間、空間におこったことに関わる。これは現象の世界の問題である。これらは、どのようにして結びついているのだろうか。カントは、法律における自由と強制の結びつきについて次のように説明している。カントにとって、自由は、たゞえ外的自由であつても、全ての人間が人間性をもつ限り、生れつきもつてゐる根源的権利である。但し人間はこの権利を、普遍的法則に従つて他人の自由と一致する限りにおいて持つてゐる。自由は、さしあたり、消極的に、他の強制する意志から独立してゐることと考えることにする(MdS 43)。さて普遍的法則に従つて私の行為が他人の自由と両立出来るはずであるのに、私の行為を妨げようとする者は、私の自由を妨害する者即ち私に不正を行なう者である。強制は、自由に対する妨害である。そうすると自分が自由だと想つてする行為がそれ自身、普遍的法則に従つて他人の自由の障害であるとしたが、即ち他人に不正を加えているのだとしたら、これに反対する強制は、自由の障害に対する障害といふことになる。その強制は、普遍的法則に従つて自由と一致する(MdS 2, 36, 238)。法律においてこのようにして自由と強制とが結びついてゐる。法律が自由の障害に対する障害としての強制を含むこと、法律は自由の概念から一步も外に出でないとカントは考える。従つて「法律の最高原則は、分析的である」(MdS 238) が当たことになる。法律において自由と強制とは、必ずしも矛盾しないことが述べられた。又法律は、自由を前提としていることが分つた。法律における自由即ち外的自由は、先に言つたように、消極的意味で考えられ、強制からのがれてゐることを意味する。すると自由がどうして反対物の強制に転化するかが問題である。自由と強制は別のものである。自由から強制が生れるといふ矛盾した状態を通つて、強制に対す

る強制が加えられて自由が守られる時、この自由は、初めの自由とちがつた何かを含んでいるのではないだろうか。このように考えると、法律の原則は単に分析的ではないようと思われる。このことを考へるために、国家がいかにして成立したかをみなければならない。

カントは、伝統的な社会契約説をとつてこの問題を考えている。國家が成立する以前の状態は、自然状態と呼ばれる。自然状態において、人は種々の権利をもつてゐる。生れつき持つてゐる自由の権利の他に、獲得された権利を持つてゐる。その権利は、外的なものを自分のものとして持つ権利即ち所有権である。私の意志の対象となるものについて、私が実際に *physisch* そのものを使用する力をもつてゐると、そのものを私は自分の所有としている。これは普遍的に通用する法則である。何故ならもしそうでないとしたら、或るもの即ち私の意志の対象が、誰の所有にも属すべきでないと云ふことになると、法に反する *rechtswidrig* いふやうの (MdS 52)。しかしこのことは、單に経験的に通用することなのではなく、つまり経験的、実際的に所有してゐる云ふことだけではなく、そうすると時間、空間の制約をうけることになるが、それをこえて云う知的所有 *possessio noumenon* を意味してゐる。このように経験をこえた所で所有が可能となるのは、「他の人々に対しても外物即ち使用可能なものは、誰かある人の所有となり得るのである」と云うようにふるまゝ事は、法的義務である」と云う実践理性の法的要請に基づいてゐるのである (MdS 60)。外物の所有は、こうして保障される。このような私の意志の外的対象には、三つある。1 私の外にある物体、そのものとなるのは土地である。2 きまつた行為をする他人の意志。3 私との関係における他人の状態。そしてこれらを獲得するそれぞれの仕方がある。1の場合には、占有によつて、2の場合には、契約によつて、3の場合には、我々自身の人格における人間性の権利でなければならないような法によって、<sup>註5</sup> 獲得するのである。それで人々は、自然状態において、ばらばらに、孤立して生活しているのではなく、財産、家族をもち、主人と下僕と云うような関係をもつて生活していると云うことになる。自然状態においても、私法が行なわれてゐる。カントは、自然状態と

社会状態を対比させる伝統的な考えに反対する。何故なら自然状態において、社会は、すでに成立していたのであるから、カントは、自然状態と公法の行なわれる公民的状態 *bürgerlicher Zustand* 即ち国家と対比させようとする (MdS 127—128)。人は、自然状態において財産をもち、家族を作り、人々と契約を結んでいたのに、何故公民的状態に移行する必要があるのだろうか。自然状態において、人は所有権をもっていたが、それは暫定的なものであって、外的に保障されて、安定的なものになつていかない。そこにおいて、人は、他人が彼の所有を侵害しないと云う保障をしないものだから、自分も他人の所有を侵害しないと云う義務から免がれている。実際に他人に侵害されることを待つ必要はない。自然状態において、人々はお互に相手が攻撃してこないかと潜在的に敵意をもつて生活している。これは、ホップスの言つたような「万人の万人に対する戦争」の状態である。そこでは、暴力の可能性がいつでもある。そこで誰でも、他人から安全ではない。又各人は、他人にかまつことなく、自分が正しいと考えたこと、よいと思われたことを行なうことが出来る。しかし自然状態でお互いに戦つてゐるとしても、お互同志の間では不正を行なつてゐるのではない。何故なら、一人に妥当することは、まるで一致しているかのように相互に他人に妥当するからである。自然状態は人々相互では不正な状態ではないと考えられる。しかし、それは無法の状態である。しかし、そもそも野蛮な暴力が支配し、各人が無法の自由を楽しんでゐるこの状態にあるといふ、又そこにはまるうとあることは、人間の権利を無視することになり、それ自体として不正である (MdS 129, 129A, 134—135 Rel 104—104A)。自然状態は、自由の矛盾した状態である。つまりではお互に自由ぢねひつて強制即ち暴力の支配の下に立つのである。そこで自由や所有権などの人間の権利をもめるために、自然状態から公民的状態へ移行しなければならないと云う公法の要請 (MdS 128) 又は「命令」 (MdS 135) があらわれる。この移行即ち国家の形成は、人々相互の契約によつておこる。この契約は、一般的には、「社会契約」と呼ばれているが、カントは「根源的契約」 *ursprüngliche Kontrakt* と呼んでいる。これについて彼は次のように言つてゐる。「人々がそれによって国家を形成する行為、

しかし、本当にには、それに従つて行為の合法性 *Rechtsmäßigkeit* を持つもの出来る行為の理念が、根源的契約である。これによつて国家において万人は、共同体即ち国家の一員として再び自由を得るために彼等の外的自由を捨てたのである。……国家において人は、野蛮で無法則的な自由を全く捨てたのであるが、彼が彼の自由をそっくりそのまま、法的依存性において即ち法状態において再び見出すためであった。何故ならこの依存性は、彼自身の立法的意志から生じたからである」(MdS 138—139)。カントのこの思想には、ルソーの影響を見ることが出来る。自由の障害に対する障害とはうことでもいい、法則に従う自由のことが考えられていたことが解る。この自由はしかし強制からの自由といふ意味での、単に消極的な自由ではない。外的強制を受け入れる人は、自己の同意した法律に従つてゐるのである。「私の外的（法的）自由とは、私が同意を与えた外的法律にのみ従うと云う権能である」(Z Fr 126A)。

ここに、自律と云う意味での、自由の積極的概念があらわれている。

国家は自由の概念に従つて形成されることについて述べたが、成立した国家の中で、自律としての自由は、どのよう機能するだらうか。モンテスキューにならひて、カントは三権分立を説いてゐる。立法権と行政権と司法権の三権の中で、最も優位にあるのは立法権である。国家の主権は立法権に属する。そして国民にのみ立法権は帰属するところが出来る、とカントは主張する(MdS 136)。契約によつて、人々のばらばらの私的意志から、国民として結合した公的意志を形成する。この意志から全ての法律は、発すべきである。立法権はその法則によりて誰にも不正をなすべきでない。しかし他の人に関わると、人は不正をなす可能性がある。自分についてきめたことにおいて不正をなすことは出来ない。カントは、他の社会契約説の思想家と共に、人間が知性をもつて、少くとも自分の利害について十分に知ることが出来るなどを、前提してゐるわけである。こうして根源的契約から、國民主権の考えが出てくる。しかしカントの時代の現実の国家をみると、君主又は少数の貴族が、支配者として或いは場合によつては、立法者として力をもつてゐる。この現実の支配者は、どうして生れてきたのだらうか、又これは先の根源的契約とどんな関係を

もつのだらうかといふ疑問が出てくる。もし国民が君主又は貴族と臣従契約を結んだといふことになると、先の疑問は、全面的にではないが、解けるのである。カントは、このような臣従契約を、ルソーにならつて否定する。カントにとって、現に君主又は支配者がいることは当然の事柄である。君主又は支配者がどのようにして権力を持つようになつたかを、国民がせんせんするとは、国家にとって危険なこと、又犯罪であるとかントは考へてゐる。それは、契約によつて國家を形成した国民と、国民を自分の作った法律の支配下におく君主又は支配者との関係はどうなるのかといふことが問題である。カントは次のように考へる。国民が法律上有効に、国家の最高権力について判定を下すためには、普遍的立法意志の下に結合したものと見なされなければならない。そうすると国民は、現にある国家の支配者が意志している以外には判定出来ないし、又すべきではない (MdS 206—207)。又最高の立法者に対する抵抗は、法律に反してゐるし、法律を破壊するものである。それによつて、公民的状態から自然状態に移行する。国民は臣下であるはずなのに、同時に主君である。これは矛盾してゐる。支配者と服従者の関係は、結合した国民と孤立した人々の集りの関係にある。だから臣下としての国民は、私的意志をもつたばらばらの存在としてあらわれることになる (MdS 138)。又カントは、国民と主権者が争つた場合、誰がその裁判官になるのかと問うてゐる (MdS 144)。しかし支配者が法律を破つた場合には、国民は彼に抵抗することが出来るのではないだらうか。しかしカントはこれに対して反対する。国民が彼に抵抗出来るとしたら、支配者の権力は制限されていなければならぬ。それを制限する人は、支配者と同じか又はそれ以上の権力をもつてゐるはずである。すると後者ではなく、前者が最高の支配者であると云うことになり、自己矛盾におちいる (MdS 143)。カントは、このように議論を展開して、国民は支配者の命令に従わなければならない。国民は、支配者に抵抗してはならないと主張する。この問題についてカントは権力は制限されるべきではないといふ立場に立つてゐる。カントは、法秩序を前提として、抵抗権は、法律的に有効であるかどうかを問題としている。すると法秩序を保持し、全権をもつ支配者に抵抗することが出来ないと云うのは、当然

のひとである。しかし非合法的にであつても、抵抗が行なわれ、革命が成功したらどうなるだらうか。カントは、この新しく成立した政府を、一度権力をにぎつた以上は、法秩序の保持者として正統的な政府であることを認める。国民は、今や権力をにぎつた政府に服従すべきである (MdS 147)。カントにとっては、現にある政府に服従するひとが問題である。

カントは、内面的道徳に矛盾しない限りにおいて、汝を支配する政府に服従せよと命ぜた。これは「定言的命法」kategorischer Imperativ (MdS 206) あるいは「命令」Gebot (MdS 207) である。この命令は、「定言的」なのだから、無条件的に妥当する。そうすると、この命法に従つて人は、国家の支配者やその発する法律に無条件的に従わなければならぬのだから、この命法が、国家や法律の第一の基礎であるといふことになる。すると別に根源的契約を考えなくて、この定言的命法だけで、国家と法律の根柢を説明出来るのではないか、だから契約は必要ではないかといふ議論が出てくる。<sup>註6</sup> 契約の觀念が不必要であるとしたら、国民は、定言的命法に従つて、どんな法律にも従わなければならない。すると国民が自分の同意を与えた法律に従つことが、彼の自由であるといふことは即ち自律の觀念は、無意味になつてしまふ。「社会契約の究極の存在理由は法と自由の結合である。」自律の觀念を捨てる前に、契約の觀念を再検討してみるとよい。国家を形成すると云う根源的契約は、事実として前提される必要はない。そのようなことは不可能なのだから、とカントは述べている (Th u. Pr 94)。契約は、国家と法律の歴史的前提ではなく、論理的前提出であると云ふことを確認しておかなければならぬ。この契約は、カントにとって「理性の單なる理念」である。「しかしこれは、その疑いのない実践的実在性をもつてゐる。即ちそれは、全ての立法者をして、彼が法律を、あたかも国民全体の結合した意志から生じ得たかのように作らなければならぬように、彼を義務づけるのである。」(Th u. Pr 95) あるいは又次のように言われてゐる。根源的契約は、法律の原則をなすものである。そして法律を純粹な法律の原則に一致させるように努めることを、定言的命法によつて我々の理性は義務づける (MdS 141)。こ

のようにして根源的契約は、立法者の行為を制約する。だから契約によって国家を形成すると云うより、契約は、むしろすでにある国家の法律が正しいか否かをきめる試金石あるいは確かな尺度である (Th. u. Pr 97)。このことは、先に根源的契約を説明した個所 (MdS 138)においてすでにうかがわれた。根源的契約は、ホップスやルソーの考えたような、国家と法の構成原理ではなく、カントにおいては、これらの統制的原理なのである。

定言的命法と契約を現実の国家における支配者と国民の立場に立って考えてみよう。支配者は、定言的命法に従つて国民に服従を要求出来るし、又すべきである。同時に支配者が、法律を契約の理念に合致させるようにつとめることも定言的に命令されている。しかしこの二つの定言的命法は、現実の世界ではちがつた意味を持つ。支配者は、権力をふるつて国民を服従させることが出来る。この定言的命法は、実現されている。しかし後者の定言命法は、実現されていないし、又これを実現するように支配者に強制出来ない。何故ならもしそうしたら、その強制する人が支配者であるはずだと云うことになる。この命法は、現実的に無力である。国民は支配者にこの命法に従うように要求することは出来ない。臣下としての国民の立場に立つと、政府に従えと云う命法に無条件的に従わなければならない。しかし国民は自分の同意した法律に従うことが自由であると云う契約の理念は、理念にとどまることになる。国民は現に法律に服従しているから、その法律に同意しているはずであると云うことも考えられる。だから法論においては、政府に服従せよと云う定言的命法が、法律と国家の構成原理であり、それに対しても根源的契約は、それらの統制的原理であると云うことになる。道徳論において、定言的命法の基礎付けをなし道徳の構成原理であった自律の觀念は、法論においては、現実にある国家と法律の正当であることを説明する觀念となるのである。だからカントは、現実にある国家と法律の維持を主張した。カントは、現状肯定の立場に立つたので、国民が法秩序を改変することは許されないけれども、「支配者が現存の国家体制を変更することは、可能でなければならない」 (MPS 169) と主張する。現実の法律と国家は、種々の欠点をもっているから、それらを根源的契約の理念と一致させるように、支配者は努めな

ければならない。そこで根源的契約は、あるべき国家体制を示す。これが「共和国」(MdS 170)である。カントはプラトンの理想国にならつて、理念として共和国を考えている(KdrV 351—352)。むしろカントの理想主義が明らかになる。カントは、支配者に對して理想を説いたが、国民に對しては現状を肯定するように説いた。現実は、厳然として存在する。しかし理想は宙にういたものである。全ては君主の心にかかっていて、国民は無力なのだろうか。もしそうだとしたら、国民にとって、現実と理想とは切り離されたままにとどまる事になる。カントは、歴史哲学においては、理念と現実を結びつけようとしている。そこで法哲学から、歴史哲学に移ることにする。

## II

歴史においては、時間、空間の中でくりひろげられる現実の世界即ち現象界における人間の行為が問題となる。人間は理性的存在と云われているが、現実の個々人間の行為を見ると、みた所賢明な行為もあるが、たいていは、子供じみた愚行と悪行である。カントは現実の人間は悪に傾き易いと考えて、人間性について、悲観的な見方をとった。個々の人間の意図することは、その時に応じて種々雑多である。人間は、自己の理性的意図に従つて行動しているとは言えない。しかし全体として、人間の行なっていることの結果をみると、他の自然的現象と同じように規則的動きをしているように見える。カントは、その例として、一国における一年間の結婚の数を予測することが出来ることをあげている。結婚は、個々の人間の自由意志できまる事であるのに、それが一年を通じてみると自然現象と同じように、その数をきめることができ(Idee 5)。カントは、結婚する人々の経済的、社会的条件から結婚の数を予測出来るとは考えなかつた。結婚するかしないかは、偶然的出来事である。しかし全体としてみた場合に、その数をつかむことが出来る。同様に歴史においても、人間の一つ一つの意味のある行為でもって歴史がくみたてられていくとするよりも、個々の行為にこだわらないで、歴史を一まとめてひとまとめてといふようとしている。そこで人間の意志と独立した自然

の意図を想定することが出来る。それで人間は、自分では自由であつて自己の意志に従つて行動しているように思つていても、自然の意図に従つて行動し、それを促進していると考えられる。この場合の自然は、機械的自然ではなく、合目的的に作用する目的論的自然である。カントは、一般的に被造物の自然的素質は完全に又合目的的に発展するよう<sup>1</sup>に定められていると考へる (Idee 6)。なぜなら、そうでなかつたとすると、合法則的な自然現象はなく、目的なく偶然的な自然現象が存在することになるだらう。このカントの議論は説得的ではない、目的論的自然を仮定しないでも、因果性に従つて合法則的な自然現象を考えることが出来るから。しかし先のカントの考え方を仮説として認めることにしよう。さて人間には、理性が自然的素質として与えられている。理性は、動物における本能のように、個体に完成されて、生れつきそなわつてゐるものではない。理性は十分に機能するため、努力、練習、教育が必要である。そして個々の人間ににおいて理性が完成されているのではない。個々の人間の理性は不完全さをもつてゐる。人間と云う種属全体の中で、理性と云う人間の自然的素質は展開されていくのである。ここにおいて歴史の世界が開かれる。

自然が何事かを実現しようと意図する時、自然是人間にそのことをするよう<sup>2</sup>に義務づけることは出来ない。何故ならそのようなことは、実践理性によつてのみ可能だから。だから自然是、人間の意志と関わりなく、人間が欲しうと欲しま<sup>3</sup>いとその意図したことを実現するのである (Z Fr 145)。さてこの場合、人間の自然的素質を伸ばすために、自然是その素質の中にある対立を利用する。人間は、社交的であると共に非社交的である。人間には他の人間と一致し、他の人間と一緒に平和に生活したいと云う欲望がある。しかしそれと共に、人間には自分を孤立化する非社交的傾向がある。又何でも自分の思い通りにして、他の人々と対立、競争を避けようとしたい気持が人間にあり、名譽欲、所有欲、支配欲がある。このような人間の間の対立、競争によつて人間の全能力が目覚され、怠惰へと向かう氣持が押えつけられる。「人間は一致を求める。しかし自然是、人間全体にとって善であることを、人間よりよく知つてゐるので、分離を求める」 (Idee 10)。そしてカントは、人々の間の対立、競争によつて、野蛮から文化へ向かう

第一歩が踏み出されたと考へる。ここにおいて自然が擬人化されているように思われる。コーリングウッドは、カントが自然を神話のように語ると言つてゐるが<sup>註8</sup>、もつともな指摘である。

このようにして人間の能力が目覺めさせられるとしても、各人がそれぞれ全能力をもつて他人を圧倒し又は他人とならびたとする、そこで混乱がおこり、人間の生命、財産が危険にさらされることがある。そこで非社交的な素質をもつ人間は、（その素質によつて又）、自己を規制するようにならざることになる。そして普遍的に法律が支配する公民社会を形成する必要がある。その社会において、法律によつて他人の自由と両立する限りの自由が認められる。理性によつて人間はこの必要を認識する。しかし人間は利己的で、自分は法律の例外とする傾向があるから、そのような人間に法律を守らせるためには、強制力が必要であり、又強制力をもつた支配者が必要となるのである。「人間は……支配者を必要とする動物である。何故なら彼は他人に對して彼の自由を濫用するから」(Idee 11)。しかし支配者も又人間であるから、問題が残る。カントは、このように人間の自然的素質から公民的社會の成立を考えた。しかし又別の個所では、人々が集つて生活している時に、人々の間の不一致、対立によつて強制されなくても、その人々の近くに対立する人々、民族があつて、それにおびやかされて、それと対抗するために國家を形成する場合があるとカントは言う (Z Fr. 145 vgl. Mut Anf 59—60)。この場合もやはり自然の意図によつてそうなつたのである。さて自然是、人間の内にある全ての素質を伸ばそうと意図するものである。そのためには國家において最大限の自由が与えられ、他人の自由と両立するようにならざることになる。そこから「完全な正しい国家体制が、人類に対する自然の最高の課題である」(Idee 10) となつことになる。又国家の成立と共に、文化や芸術が栄えるようになり、人間の素質が発展していくことになる。

このような完全な正しい国家体制を形成するために、法則に従う国家の对外関係をうちたてることが必要である (Idee 12)。このために自然が用いる手段が、戦争である。自然状態で人々の間におこつた事柄が、国と国との間で

おこつてゐる。國と國はお互ひの利益のために対立、競争して、戦争をひきおこしてゐる。それを規制するものは、何もない状態である。戦争は二つの面をもつてゐる。戦争に勝つためには、國力の充実が必要であり、文化の進歩がはかられる。國民が活動的でなかつたら、國が強力にならないから國民に言論や宗教の自由、經濟的自由が許される。戦争が國民に自由をもたらす、カントは、この意味で戦争を高く評価する。長い間平和を維持した当時の中國では、自由の失なわれたことを指摘する (*Mut Anf* 62)。しかし戦争は、國民に大きな負担をかけ、國民の生命、財産を危ふくし、道徳的たいはいを招く。戦争は、よきもの全てを破壊し、全ゆる惡のもとである (*Std F* 85)。戦争は、現存の法秩序を破壊する。又戦争は勝つか負けるか不確実な企てであるのみならず、その成果は何時くつかえられるか分らないものである。戦争のくり返しによつて、必然的に人々は戦争の災害から免れるために、永遠平和を求め、平和を守る組織を作るよう促されるようになつた。國際關係において、そして又各國においてその組織を必要であると考へられる。

カントは、永遠平和のために、國際關係はどうあるべきかを考えた。人々が自然狀態から國家を形成することに平行して考へると、無秩序な國際關係から、世界を支配する一国によつて平和が維持されるとすると、それは全くの專制政治となり、人々に反対する。何故なら世界を支配する一国によつて平和が維持されるとすると、それは全くの專制政治となり、人々の自由は失なわれるであらう。世界を支配する國ではなく、國と國との話し合い、契約によつて成立した國家連合が平和を守り、國家がお互ひに法秩序を守るために、生れるであらう。カントは、二十世紀における國際組織を予測したのである。彼はその理由をはつきりさせていないうが、國家が存続することが必要であると考えていた。<sup>註9</sup>この國家連合は、國々に共通に協定された國際法に基づいてゐる。この國際組織は、戦争の災害によつて國々が強制され生れたものであるが、それが維持され、機能をはたすためには、この強制に服し、平和を求める國家体制が必要である。各國において、平和を守る組織が必要である。このような平和を維持する國家体制は、「共和制」*Republikanismus*

(Z Fr 126—128) と呼ばれる。「全ての国家の体制が、戦争をすることによって何の犠牲も払うことにならない国の支配者（彼は戦争を他人の即ち国民の犠牲によって行なう）でなく、戦争の犠牲を払う国民が戦争をするかどうかを決定することの出来るよう」（そのためには勿論根源的契約の理念が実現されていることが前提されていなければならぬ）なつてゐる必要がある」(Th u. Pr 11) 共和制において、国民の意志に従つて法律が作られ、その法律に従つて政治が行なわれる。国民が自分で立法する場合も考えられるが、支配者が根源的契約の理念に従つて立法する場合も考えられる(St d F 87)。この国家体制において国民は眞の自由を得ることが出来る。ここでカントが、法哲学において、又歴史哲学において、それぞれ道はちがつても目指してゐる国家体制は、共和制であることが明らかになった。

それでは、共和制に到達するためには、どのような道が開かれてゐるのだろうか。戦争の災害をさけるために、共和制が生れるのであるが、先に述べたように戦争にはもう一つの面がある。戦争は、国家の力を充実させるために、国民に活動の自由を許した。経済的自由、言論の自由、宗教の自由が認められるようになった。自由が与えられると「啓蒙」 Aufklärung (Aufk<sup>註10</sup>) が行なわれる。人間は未成年の状態から立ち去つて、自分の理性を用いるようにすすめられる。カントは、自分の時代を啓蒙されつゝある時代であると考える。この啓蒙のない手になるのは、学者、厳密には哲学者である。政府が、何かの目的を遂行しようとする時、それに関係があり、責任を負う人々例ええば官僚又は僧侶は、政府の命令に従つて考え、行動しなければならない。彼等は受動的に行動し、理性を「私的」に使用している。国民は、課せられた税金を支払うことを拒否出来ないし、又その税金を出過ぎて非難すると罰せられるかも知れない。彼は国民としては、理性を「私的」に使用して服従しなければならない。しかし学者としては、彼がそのような賦課の不適切である或いはそれが不正であるとして、自由に反対に表明することが出来、これは市民としての義務に反しない。学者は、理性を「公的」に自由に使用出来るし、又出来なければならない。理性を「公的」に使用するとは、彼がその著作を通じて自分の考えを公衆に表明することを意味する。これのみが、啓蒙を可能なら

しめる。これが禁止されると公衆の進歩は妨げられる。カントは、このように理性の「私的」使用と「公的」使用を区別し、後者の自由を主張した (Aufkl 36—38)。カントは、法哲学において、田代としての国民を考え、彼等は、理性の「私的」使用をなしていたのだと云ふことが分る。しかしこでは、理性の「公的」使用が問題なのである。

カントは、学者の内でも、哲学者が真に理性に基づいて自由に考へることが出来ると主張する。学者は、大学を通じて活動する。大学は、神学部、法学部、医学部の上級学部と哲学部の下級学部に分れる。前者は行政の機關として政府が統治するために必要な事柄、あるいは政府が許可した教説を、国民に教える。その学者は、自分の教えるべき教説について自由に自分の考えを述べることは許されない。それに対して下級学部の哲学部は、教説がただ真理であるかないかを問題とするので、政府とは独立に、自由にそして理性に従って判断を下すのである (Std F 20—21)。上級学部の活動は、与えられた教説をもとに置いて、行政的である。下級学部の活動は、その教説の真理であるかどうかを吟味するものであり、更に自分の意見を述べるので立法的である。理性は自由に判断を下す能力であり、自由とは、自律を意味する。

上級学部と下級学部は、立場が異なるので意見の対立がおこることがある。これは、学部と学部の対立であつて、学部と政府との争いではないと云ふことをカントは注意している。政府のなすべきこと即ち統治と学者即ち哲学者のなすべきこと即ち真理の探究は、はつきり区別される。カントは、政府は、教説が政府の統治にとって有利であるかどうかを見るだけで充分であつて、教説の真理であるかどうかを学者をよそおつて決めるべきではないとした。更に政府にとって何が真に有利であり、不利であるかを知るために、政府の規定をよう護する派ばかりでなく、反対派が必要である。その反対派即ち下級学部は、理性に基づいて厳密に吟味し批判する。学部の争いによつて政府は利益をうけ、学者に段々より大きな自由が与えられるだろう。そして上級学部に対して下級学部が、支配者や政府に助言する時に、優位をしめるようになるだろう。カントが政治において、自由主義の立場をとったことが分る。啓蒙をにな

う哲学者の政治的役割は、国民に向って自分の意見を説くことより、支配者又は政府に對して助言することにある (Z Fr 149. St d F 89)。このことから、カントが権力者に對して卑屈であったと云うことは云えない。かえつてカントは、哲学者がこのような助言者にとどまることが、彼の特權と考える。何故なら、権力をもつていると、理性の自由な判断を下すことが出来なくなってしまう。カントにとって最も重要なことが失なわれてしまうことになる。哲学者は、実定法ではなく、理性に基づく自然法を主張する。そして自然法に基づく国の体制が共和制である (St d F 87)。実定法から自然法への歩みは、哲学者の助言を入れる支配者又は政府の行動によって可能となる。改革は下からではなく、上から行なわれる (St d F 92)。哲学者の意見を入れて、支配者が、共和制へ歩み出すと云う必然性はない。しかし、カントは、哲学者の活動を通じて啓蒙即ち理性の開發が進んでいることを信じた。又フランス革命が、人間の進歩を示すものであることを信じた。更にフランス革命に際しての觀察者の考え方の内に、その公平さの故に人間の道德的性格が明らかにされ、よりよきものへの進歩が可能であり、人間が進歩したことが明らかにされたとカントは考える (St d F 84)。彼は、革命による政治制度の変化をしりぞけ、何故ならそれは法を破壊し、無秩序をもたらすから、そうでなく徐々に自然法の行なわれる社会へ進歩するべきことを説いた (St d F 87)。カントの革命に対する考えは一貫していらない。彼にとって社会制度の変化よりもしろ人間の考え方の変化が問題であった。人間の考え方を徐々に進歩させること、啓蒙が必要である。啓蒙をおし進める場合、カントは、国家の支配者に助言することと共に、国民には国家に對する自然的な義務と権利を公的に教えることを考へている (St d F 89)。国民が啓蒙されると政治のあり方に影響を及ぼすことがあると考えられる。権力者の側の暴力が徐々に減少すると共に、国民は法によりよく従うようになる。啓蒙が進み、人々がより理性的になると共に、人々は、より自由になっていく。カントは、人間の過去について悲観的見方をしたが、未来については楽天的であった。彼は徐々に理想的状態に社会と國家が近付いてくることを信じた。

カントは、人間の歴史を全体として、自然の意図の実現とみた。自然の意図は人間の自然的素質即ち理性を開発

し、完成させることにあった。理性は、自由である。そこで人間の歴史は、理性の進展と共に、自由の進展の歴史である。人間に自由を保障する共和制や永遠平和に向つて歴史は進んでいる。共和制の実現は、一方では自然の意図によつて戦争の災害を通じて促進されるが、他方戦争を一つのきっかけとして人間の自由な理性の活動即ち啓蒙によつてもうながされる。そこで自然の意図と人間理性とは、全体として、調和し、協同して働いている。カントの歴史哲学は、自然の歴史であると共に、自由の歴史である。カントは、歴史哲学で、自然から自由へおもむき、再び自由を包括的な自然意図の手段として考えていると、ヤスパースは、適切な指摘をしている。<sup>註11</sup> 歴史思想の流れの中で、カントの歴史哲学をながめたらどうであろうか。コーリングウッドの考えを参考にしながら考えてみよう。ギリシャ、ローマの古典時代から、ルネッサンスをへて、啓蒙主義に至るまで、人間の知恵、人間の徳、人間のすぐれた能力が歴史を進歩させる力であると考えられていた。それに対して、キリスト教の立場では人間の愚行と惡行にも関わらず働きつづける神の摂理の知恵と配慮によつて進歩があると考えられた。コーリングウッドは、このように述べて、カントが、これらとちがつて第三の考え方を出してきたと主張する。<sup>註12</sup> 彼によると、カントは人間における惡が進歩させる力であるとする。人間性において惡があるから、人々は対立し、この対立がもとになつて進歩がおこると云うわけである。しかしこのコーリングウッドのカント解釈を受け入れることは出来ない。カントは人間性が惡であるから、人類が進歩するのだと考えない。人間が非社交的社交性をもつてゐるのを利用して、人間の能カントは、自然の意図によつて野蛮から文化への人間の進歩がなされる。このは、自然の意図である。人間の意図に関わらず、自然の意団によつて野蛮から文化への人間の進歩がなされる。この自然の意団は、神の意団の世俗化したあるいは内在化したものと見ることが出来る。カントは、自然の意団を「摂理」と呼んでもよいと考えている (ZFr 139)。公民状態に入ると、自然の意団と共に理性の開発即ち啓蒙によつて進歩がうながされる。そこでカントは、キリスト教的見方をもとにしながら、ギリシャ、ローマ的見方と啓蒙主義の見方をとり入れたと云うことが出来る。しかしこの二つは本来ちがうものではないだろうか。又カントの哲学的立場にお

いても自然と理性即ち自由は、はつきり区別されるべきものである。カントは道徳哲学において又「人類の歴史の憶測的起源」において自然と自由をはつきり区別し、物自体の世界をひらく実践的自由の立場に立っている。歴史哲学ではむしろ自然の立場に立っている。そして歴史哲学において彼は自然と自由を結びつけることによって自然と自由の区別をあいまいにしたと言える。ここで考えられている自由は「道徳性」における内面的自由ではなく、「適法性」における外面的自由である。後者に関して進歩を言うことが出来るのである。(vgl. StdF 91) カントは歴史哲学には、首尾一貫しない点や、目的論的自然は、もともと反省的判断力が物事を説明する仮定にすぎないはずであるのに、芸術家にたとえられたり、自然の知恵が述べられたりして擬人化されている点など、いろいろ問題はある。しかしカントは、自然と自由の予定調和を信じたことによって、進歩を主張することになった。(vgl. StdF 87)

### III

今まで見て来たカントの政治論特に歴史哲学を、ヘーゲルのそれと比較し、カントの政治論の問題点と思われる点をとり出すことにしよう。カントは、ヘーゲルに影響を及ぼし、彼の歴史哲学は、ヘーゲルのそれと、以下のよう骨組みの点で一致しているように見える。歴史は、自由の意識の進歩である。と規定される。この自由が歴史の究極目的である。歴史は、目的論的観点の下で考察されている。自由は、国家の中で実現されている。歴史において、国家の成立、発展が問題となる。従って歴史は、政治史となる。更に歴史の目的を実現するために、人間をあやつっている仕組みがある。カントは、これを「自然の意図」と呼び、ヘーゲルは「理性の策略」List der Vernunft (Gesch<sup>註13</sup> 105) と言っている。このような点で両者の考えは一致しているが、そこに用いられている概念をもゝとこまかく吟味してみよう。まず自由について。カントは、法哲学と歴史哲学において、他人との共同生活における自由即ち外的自由を考えている。法哲学において、自由は、他人の自由を侵害しないと云う消極的な意味で考えられた。しかし社会契約の理念を通じて

じて、自由とは自律であるとカントは主張する。歴史哲学においても自由は、消極的と積極的意味で考えられる。國家が成立した時、人々は互いに害を与えないように法に服して自由となつた。國家の発展の中で、言論、宗教、批判の自由が生れてきた。そのような消極的意味での自由を通じて、哲学者による啓蒙が行なわれる。哲学者は、根源的契約の理念に従う法即ち自然法を説いて、君主に助言する。この哲学者の活動を通じて、國民は、実質的な自律の可能性を得ることになる。そこでカントは、法哲学でも歴史哲学でも、消極的意味の自由を通じて、積極的意味での自由即ち自律を問題とした。しかしこの意味での自由は、実現の可能性はあるけれども、現に実現されないあるいは必ず実現されると云うことは出来ない。これは、あるべきものであって、現実においては、現にある法律を判断するための尺度に用いられるにすぎない。ヘーゲルは、客観的精神に関連して、自由が意志の内面的規定及び目的である、この意志の目的活動が、自由を外的客観的な面で実現する、と述べている。(Enz 389) 自由は、内面性にとどまらないで、現実の世界で実現される。自由を実現していくのは、精神この場合客観的精神である。精神は、自己を生み出し、自己を自分の対象とし、自己について知っている。このような精神の本来の働きを通じて、精神は自由である。全て眞の法は、客観的精神の理性規定即ち自由を含んでいる。従つて眞の法は自由である(Enz 416)。眞の法の行なわれている、都市或いは國家において自由は実現されている。客観的精神は、國家を通じて、更に歴史の世界において世界精神に導かれながら自己を規定し、実現していく。歴史の世界において自由が進展していくことになる。

次に國家について。カントにとって國家は、人間の諸権利例えば自由、所有権などを守るために、人々が共同でつくりあげた外的強制機関である。政府は法秩序を維持することを役目とする。だから学者をよそおつて学者の自由な活動に干渉すべきではない。ヘーゲルは、このような国家は眞の国家ではなく、個々人の利益追求が万人の福祉の中に編みこまれている市民社会であるにすぎないと考える。このような国家をヘーゲルは、「外的国家」あるいは「強制国

家」(PhdR 165)と呼んでいる。それに對してヘーゲルの考える眞の国家は、国民を一つに結びつける有機的全体である。国家は、「主觀的意志と普遍的なものの統一」であり、「国家は、そこで個人が彼の自由をもち自由を享受する現実である」(Gesch 111)。国家の中で人間は理性的になり、従って人間らしくなるのである。国家をはなれた人間の生活は、あり得ない。人間の生活は、全ゆる面で国家に結びつけられることになる。

さて歴史の究極目標である自由を實現するために、ヘーゲルは理性の策略を想定する。人間は、いろいろの情熱に動かされて行動している。特に英雄はある情熱にとりつかれて偉大な行動をなし、目的が達せられると抜がらのよう死ぬ。そこには情熱の特殊な関心だけが支配しているように見える。しかしその情熱を利用しながら、理性は自己實現をはかっている。この理性の策略は、歴史を導く神の用いる道具であると考えることも出来るが、<sup>註15</sup>人間の理性が盲目的な情熱をあやつっていると考えることも出来る。<sup>註16</sup>どちらの解釈も可能であり、二つは必ずしも矛盾するものではないが、後の説をとると、理性の策略は、人間の内にある理性が、人間の行動を導いていくことになる。それに対しカントの考える「自然の意図」は、人間の意図と関わりなく、外から人間の歴史を動かしていると見ることが出来る。

カントは、法哲学と歴史哲学において、人間の行為の外的側面に注目した。他人との共同生活における個人の外的自由が問題である。そして行為の外的規制のために国家があると考えられる。それに對してヘーゲルにおいて、国家や歴史は、精神が自己を規定し、展開したものである。外にあるものは全て、内なるものの現われであると考えられる。このようなカントとヘーゲルの考え方のちがいを、一層はつきりさせるために、例として戦争についての両者の考えを比較してみよう。カントにおいては、先に述べたように、戦争は、社会や文化を活氣づける働きは確かにあるが、国民の生活と国家を偶然にやだね、大きな災害をもたらすので、絶対に避けるべきことであり、道徳的惡であると考えられた。つまり自然目的論的には、戦争は意味である。又現に戦争は行なわれている。しかし現実はそうであつ

ても、戦争は道徳的に悪であるから、戦争すべきではないとカントは主張する。それに対してもヘーゲルは、国家は他の国家に対して個別的なものであり、それらの間には秩序がないのだから戦争は必然的におこると主張する。対外戦争によって、国家内部の統一が生じることがあるから、戦争は国内をまとめる上で必要である。それだけでなく、戦争になると国民が今まで執着していたことをあきらめ、国家のために犠牲になる。このことは国民の倫理的健全性に役立つ。そして戦争によって国家と国民は偶然性にさらされることになるが、哲学的には、仮象としての偶然性の中にあるその本質としての必然性をみることが必要である。有限的なものは、偶然的な運命に定めおかれているのが、必然的である。このような個別的なことを通じて普遍的なことが実現される。だから個人と国家は、現実に全面的に身をもだねよと云うことになる。現実において、まさに起るべきことが起つたのである。勿論現実は、単に偶然的な「現象」とは区別されなければならないが、理性は、現実と和解する。理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である。ここにおいて、現実性と内面性、現実と規範の一一致がみられる。ヘーゲルは、現実と理論が一致していると云う一種の社会理論を形成した。このように現実を全面的に肯定し、理論化することは、有限な人間性の立場では不可能である。世界精神即ち神の立場ではじめて可能である。

それに対して、カントは、現実はどうあれ、なすべきことはなすべきことであると考える。これは理性によって命令されている。これに従うことによつてのみ、人間は、本来の自己即ち自由になる。カントは内面的道德の立場に立つ。それで現実と理論、事実と規範、外的世紀と内面的世紀は、切離されてしまう。これは自然と自由の対立と言つてもよい。カントは、法哲学においては、自由の立場から、歴史哲学においては、自然の立場から両者を結びつけようとした。しかしそれに成功していない。そのことは、現実の世紀において自由をどのように実現していくかをカントは解決出来なかつたと云うことである。カントは、法哲学において臣下としての国民の立場に立ち、歴史哲学においては、啓蒙をおし進める学者の立場に立つたが、共に政治に対する傍観者にとどまつた。傍観者であることが

有利であると考えていた。カントは、権力を堕落するもの、批判の自由を危険へおものと見えていたから。彼は、法の支配が必要であり、法律を少しでも改善していく希望をもっていた。しかし権力者によつて法律が破られ、法律と権力即ち暴力の割れ目があらわれた時、どうするか、カントは、おとなしく権力に従つ。この点でルター主義の影響を見ることが出来る。<sup>註5</sup>カントのこののような態度の結果は、じつは現実を全て認め、内面の世界に閉じこもるを得なくなる。現実の社会や国家が完全なものでない以上、それらに対しても現実に有効に働きかける理論が必要である。ヘーゲルのように現にある国家の権力をそのまゝ理性的なものとし、権力を絶対視することによって、逆にカントのように権力から田をもむくることによって、そのような理論が生れてくるとは考えられない。そのような理論を作りたてるためには、法の基礎にあり国家を動かしている権力を分析して、これを操作可能なものとして取り出すことが必要であるように思われる。この権力をに基いて國家の改革が可能となる。そのためには政治を動かす国民の立場に立つことが必要なのではないだらうか。

#### 註5

1 カントの著作は、左のよつた論略で用いる。トキベトは、Philosophische Bibliothek 版を用いた。

K d r V : Kritik der reinen Vernunft

M d S : Metaphysik der Sitten

St d F : Streit der Fakultäten

Rel : Religion innerhalb der bloßen Vernunft

\* Z Fr : Zum ewigen Frieden

\* Idee : Idee zu einer allgemeinen Geschichte in weltbürgerlicher Absicht

\* Mut Anf : Mutmaßlicher Anfang der Menschengeschichte

\* Th u Pr : Über der Gemeinspruch : Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis

\* ♀ Kleine Schriften zur Geschichtsphilosophie, Ethik und Politik の中で読みたところ。

2 カントは、やがていた政治論の著作を残してゐる。後期の比較的小な著作の中では政治なりと論じてゐる。この論文はカーネの政治論をもつた体系もつたものではない。カントの政治に関する考察をもつたおかい、その特色が何であるかを疑ひついでいるのによくある。

3 ハーメルフ、法哲学（東大出版）十六頁参照。

4 カントは、理性によるアリストリオリに認識される自然法は、実際は立法者によって制定されるべき区別つた。（MdS 28）しかし自然法も、実際には強制されることはない。強制可能的である。制定法と自然法は、実際に制定されて強制され得るか否かのちがいにすぎない。

5 これは理解しにくいか、人間が人間として生きてくるために、他人をもつても所有する必要がある、という意味に解するといふが出来ると思われる。やがてカントは、男性が女性を得る。夫婦が子供を得る。家族が下僕を得るといふへんめあげてこべ。人の権利は、これら外的対象をものとして所有するが、人格として使用するのである。（MdS 90—91）

6 Gough : Social Contract p 183

7 Gough : Social Contract p 254

8 Collingwood : Idea of History p 104

9 この問題は、カントは朝永三十郎、カハーネの平和論（改進社）六〇頁～六八頁を参照のこと。

10 Aufkl : Beantwortung der Frage : Was ist Aufklärung? (Akademie 版) Kants Werke VII

11 ヤバペース、カハーネ（理屈社）一七六頁

12 Collingwood : Idea of History p 109—101

13 <一九八〇年の精神せがの監修ド川長九〇

(Philosophische Bibliothek) 版

Gesch : Vernunft in der Geschichte

Enz : Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften

PhdR : Grundlinien der Philosophie des Rechts

Löwit : Meaning in History p 55—56

Collingwood : Idea of History p 116—117

16 15 14 Troeltsch : The Social Teaching of the Christian Churches p 544

## Die Politik bei Kant—das Problem der Freiheit in der Politik

### Résumé

Kant betrachtet die Politik unter dem rechtlichen und dem geschichtlichen Gesichtspunkt. Bei beiden handelt es sich um die äußere (politische) Freiheit. Die Freiheit bedeutet zunächst „die Unabhängigkeit von eines anderen nötigender Willkür.“ Der Staatsbürger ist frei in diesem Sinne durch das dem Recht Gehorchen. Er gehorcht „keinen äußeren Gesetzen, als zu denen er seine Beistimmung habe geben können.“ Wenn nicht, ist er nicht frei (im Sinne der Autonomie). Also ist es notwendig, daß man den Zustand der größten Übereinstimmung der Gesetze mit der Idee des ursprünglichen Kontrakts (dem Rechtsprinzip) strebt. Der Philosoph erstrebt es in der Aufklärung. Durch dessen Aktivität wird das Staatsoberhaupt sich zum Verbessern des positiven Rechts fördern. Nicht der Staatsbürger sondern das Staatsoberhaupt ist das Subjekt der Politik. Die Autonomie des Staatsbürgers ist nicht wirklich, sondern nur eine Idee. Bei Kant ist die Wirklichkeit von der Idee getrennt, dagegen sind Wirklichkeit und Idee bei Hegel vermischt. In der Politik handelt es sich darum, wie die Idee (der Autonomie) sich verwirklicht. Und dazu würde die Theorie der Macht nötig sein, die dem Recht zugrunde liegt und den Staat in Gang bringt.